

県南広域振興局長告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）路線名 花巻停車場花巻温泉郷線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 花巻市大通り一丁目215番地先から台第1地割192番11地先まで
 - イ 花巻市鉛字館113番1地先から西鉛4番4地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで
- 2（1）路線名 山の神西宮野目線
 - （2）供用開始の区間 花巻市山の神444番1地先から西宮野目第13地割63番4地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで
- 3（1）路線名 花巻南インター線
 - （2）供用開始の区間 花巻市南万丁目904番1地先から上根子字欠端122番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで
- 4（1）路線名 三日町瀬原線
 - （2）供用開始の区間 西磐井郡平泉町平泉字三日町143番1地先から瀬原161番2地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年4月1日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで